

# 平成28年度第1回東京都広告物審議会

平成29年3月24日(金)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

午前10時00分開会

事務局 それでは、皆様、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回東京都広告物審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課の安藤でございます。会長に議長をお願いするまでの間、私のほうで審議会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、出席の委員の方は16名。お1人遅れていらっしゃるかもしれませんが、東京都広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

では、まずお手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。議事次第のほか、「東京都広告物審議会委員名簿」、座席表、クリップ留めの資料でございますけれども、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料1-5、資料1-6、資料1-7までで計7枚でございます。また、資料2が1枚ございます。また、二子玉川ライズのパンフレットを1冊ご用意してございます。そのほか、お手元の資料といたしまして、「東京都屋外広告物条例の手引」という本と、「屋外広告物のしおり」、「東京都広告物審議会運営要綱」をご用意してございます。すべておそろいでしょうか、もし不足等がございましたら、事務局のほうにお申しつけください。お手元、大丈夫でしょうか。

それでは、今年度第1回目の広告物審議会でございます。本審議会の委員につきまして、昨年度からこの間異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。広告主の代表委員といたしまして、東京商工会議所常務理事の西尾昇治委員です。本日は欠席でございます。公益社団法人日本アドバイザーズ協会セールスプロモーション委員会委員長の山田眞二委員です。本日は代理で宇山事務局長様にご出席いただいております。市長会を代表いたします、昭島市長の臼井伸介委員です。本日は欠席でございます。関係行政機関の代表といたしまして、警視庁交通部長の山本仁委員でございます。本日は代理で蛭坂管理官にご出席いただいております。東京都職員の代表委員といたしまして、東京都技監の邊見隆士でございます。建設局長の西倉鉄也でございます。本日は代理で高島課長にご出席いただいております。また、事務局につきましても審議に先立ちまして紹介をさせていただきます。都市整備局次長の別宮でございます。屋外広告物担当課長の遠藤でございます。街並み景観担当統括課長代理の橋本でございます。

それでは、審議に入ります前に、都を代表いたします、東京都技監の邊見からご挨拶

申し上げます。

邊見都技監 邊見でございます。広告物審議会委員の皆様方にはお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

山下会長初め、委員の皆様方には、日ごろから東京都の屋外広告物行政の推進に対しましてご指導、ご尽力を賜ってございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

本年度は特別委員会におきまして、新宿副都心エリアや日本橋室町などの道路空間を利用した屋外広告物の掲出についてご審議をいただいております。こうした取り組みを重ねていくことで、さらに魅力あるまちづくりにつなげていきたいと考えてございます。都においては、2020年東京大会を契機として、よりよい都市の実現につなげていくということもありまして、2040年に向けた都市づくりのグランドデザインの作成を進めてございます。屋外広告物の観点からもさらなる良好な景観形成ができるよう、公共空間で広告収入をエリアマネジメント活動の財源に充当する、こういったスキームを活用するなど検討を進めていきたいと考えてございます。また、近年はIT技術の進化で電子看板、いわゆるデジタルサイネージなどが多く見受けられる時代に入ってきてございます。このような看板の超大型化といったことですか、あるいは禁止区域である道路空間への進出、これらは従来の屋外広告物行政の範疇では対応し切れない、そういったケースも増えてきてございます。

今後は新たな取り組みや社会の動きに対しまして、本審議会でご相談させていただくことも多々あるかと思います。委員の皆様方には引き続き活発な議論、またご指導を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局 皆様、ありがとうございました。

なお、邊見都技監は所用のため、これにて欠席させていただきます。皆様ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、議長を山下会長にお願いいたします。山下会長、よろしくお願いいたします。

山下会長 皆様、おはようございます。それでは早速議事に入り積みます。

本審議会は東京都広告物審議会運営要項第11条に基づきまして公開で進めさせていただきます。

本日の議事は1件でございます。審議事項の「二子玉川東地区に関する禁止区域の摘要除外区域見直し」についてです。この案件は、二子玉川東地区は風致地区のため、条例上、禁止区域ですが、一部の地域が告示により禁止区域から除外されています。今回、再開発の完了と用途地域の変更にあわせて、除外する区域を見直すことについてご審議いただくものです。

なお、本審議会で可決した場合は条例に基づき告示をするという手順になります。

本案件は2月13日に開催されました規格等検討小委員会において調査、審議を行い、可決されております。

それでは、まず本案件につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

遠藤課長 それでは、私のほうから着座にてご説明をさせていただきます。

まず最初に資料1-1をごらんください。これに基づきまして「二子玉川東地区に関する禁止区域の運用除外区域見直し」につきましてご説明をいたします。

まず左上の審議理由をごらんください。現在の風致地区の適用除外区域となっております区域を変更するとともに、新たに適用除外区域を指定する見直しを行うためでございます。屋外広告物条例第57条第2項第1号に基づきまして、風致地区を禁止区域として定めている条例第6条第2項の知事の指定する区域につきまして知事は審議会の意見を聞かなければならないと規定されておりますので、本審議会に付議するものでございます。

まず最初に2の二子玉川東地区の整備状況についてスライドでご説明したいと思います。

まず最初に、これは上空から見た二子玉川東地区、二子玉川駅がこちらのほうにありますけれども、この周辺の整備された一体について写真で撮ったものでございます。ここが田園都市線でございます、こちらを走るのが東急大井町線でございます。それから駅前に大型ショッピングセンターがありまして、この真ん中に位置するのが楽天の本社ビルが移ったビルでございます。ホテルとオフィスが入ったビルでございます。それからここに2棟ありますのが高層のマンションという形になっております。中央に歩行者専用道路で、後で広告が出るという話がありますリボンストリートがあります。それから低層階については、ルーフガーデンを利用しました植栽というか、水辺と親しむような空間をつくっているというところでございます。

これが駅前のオークモールから見ました楽天ビルでございます。こちらが多摩川、左奥に見えるのが国分寺崖線に当たります。

こちら側が多摩川でありまして、補助329号の角のところから、ここに入っております

ショッピングセンターを見まして、遠く楽天ビルをながめたというところです。

こちら、手前が多摩堤通り、ここに交通広場がありまして、広場のところからショッピングセンターのフラットマーケットを俯瞰しているところでございます。

駅のほうから伸びているリボンストリートがありますけれども、リボンストリートから右側を向いて商業施設の入ったところを見たところでございます。通常の風景がこういう形で出ているというところでございますが、この段階ですと、屋外広告物が出せるところではありますけれども、フラッグとか、突き出し看板が出ていないという状況になっております。

これは先ほどと逆で、リボンストリートの上から駅前のオークモールのほうをのぞいたところでございます。ここも広告物が出せる形になっておりますけれども、いまのところは出していないということで、一体的な形が望まれるというところになっております。

ここに広場があるんですけれども、広場のところにデジタルサイネージがありまして、リボンストリートのほうから見た形はこういう形で見えるというところでございます。広場でありまして、周りには広告物が何も掲出されていないということになりますし、この際のところから入りますと、広告物が出せないというところで、広告物を出すことが期待されているということになります。

もう一度、お手元の資料1-1をごらんください。2の整備状況でございますけれども、二子玉川東地区は多摩川と国分寺崖線の豊かな自然環境に囲まれまして、大半が風致地区の網がかかっております。この地区を世田谷区は広域生活拠点として位置づけまして、旧二子玉川園跡地の大規模未利用地を活用しました市街地再開発事業及び再開発促進区を定める地区計画が平成12年に都市計画決定されまして、平成27年までにはすべての都市基盤整備と建物建築工事が完了したということで、先ほど映像で見ていただいたところがございます。多種多様な商業・業務サービス機能を集積しました施設が整備されたというところになります。また、この地区計画では、都市施設や建物整備後に見直すこととなる用途地域を前提としまして、都市計画を決定するものがございます。そのため、27年の整備完了を受けまして、本年2月3日の都市計画審議会で用途地域変更の都市計画決定をしまして、3月6日付で用途地域については告示をされているというところがございます。

次の3の二子玉川東地区の屋外広告物の取り扱いでございます。当該エリアにつきましては風致地区のため、屋外広告物条例上、禁止区域となっております。図の青線部分の-a街区の一部と-b街区につきましては、都の告示によって、禁止区域の適用区域から除外

している区域となっております。この区域は、都市基盤や建物建築工事が完了した後、事業者が屋外広告物の自主ルールを設置しまして、景観に配慮した規制を行っているというところでございます。ピンク色のエリアにつきましては適用除外区域に指定されていないため、先ほど見ましたとおり、際のところから向こうのところでございますが、現在は禁止区域としての規制を受けているというところになります。

1枚おめくりいただきまして、資料1-2をごらんください。現在の屋外広告物条例禁止区域の適用除外区域でございます。青の線で囲まれた区域が禁止区域の適用除外区域となっております。先ほど-a街区と-b街区周辺の写真を見ていただきましたので、適用除外区域の上と下の部分を見ていただきますと、左上にありますの視点場の写真、それから右上のの視点場から見た写真のように、4階から5階建ての集合住宅になっておりまして、2階から3階建ての戸建て住宅等が見えます。このとのところにつきましては、看板はほとんど出ていない状況でして、たとえばのところの左から二つ目の建物には組合さんの自家用広告物が出ているとか、の右から二つ目の建物には美容室のメニューが表示してあり、自家用広告物があるというところで、あとはほとんど個人の表札が出ている、その程度の看板しか出ていないという地域になります。また、適用除外区域の下にあります左下のと右下のの視点場の写真では、多摩堤通りよりもやや高い堤防のへのりところに草木が生い茂ったり、歩行者通路となっております。こちらについてもほとんど看板がないという状況にあります。さらに、堤防の下につきましては多摩川に挟まれた住宅地域となっております。

次に資料1-1にお戻りいただきまして、4の二子玉川東地区における主な経緯でございますが、これもスライドでご説明したほうがわかりやすいと思いますので、こちらのほうでご説明をさせていただきます。

まず、これが昭和25年の東京都の告示で示された適用除外区域であります。当初はここが田園都市線で、これが大井町線になります。この東口の一体が告示で指定された適用除外区域になっておりまして、一部のところが昔、玉川第2遊園地ということで、その後、二子玉川遊園地になったところですが、そこを含めた駅一体が適用除外区域として指定をされていたということになります。これが昭和25年、条例が制定された翌年に告示をされたということになっております。全部がこういう形で網かけされたという経緯については、調べたんですが、ちょっとわからなかったというところがございます。

次に昭和45年に告示をされたのが先ほどの片われのところと、駅の西口に高島屋ができ

るということで、このピンク色のところが適用除外区域ということで告示をされたというところになります。前後しますけれども、昭和38年の段階でオレンジのところが風致地区から外され、その後、昭和45年にこれで告示をされた後、昭和46年に風致地区から外されたということになります。なので、昭和45年にはピンクと青のところだけが残っておったんですけれども、先ほど申した風致地区が昭和46年に外されましたので、46年の段階では青色しか残らなかったということになります。

昭和62年にもう一度それを整理いたしまして、ここだけを告示するというところの告示をしまして、それが現在の適用除外区域として、先ほど見ていただいた青色の線で引いたところが適用除外区域として現在広告物が出せるという地域になっているというところでございます。

次に資料1 - 1の右側の5を見ていただきたいと思います。5の禁止区域の適用除外区域の見直しについてでございますけれども、これが本日の審議内容ということになります。再開発事業の整備の完了に伴い変更される用途地域に合わせまして、右側の見直し後の図のとおり、赤線で囲まれた区域を新たに適用除外区域として指定するものでございます。適用除外区域の指定に関する考え方としまして、再開発事業完了後のエリアAにつきましては、見直し後の右の図にありますけれども、秩序立った商業活動を一体的に取り組みができるよう、用途地域を近隣商業区域に変更していること。及び既存 -a街区と -b街区と同様に、自主ルールに基づいて屋外広告物の掲出・表示を行うことから、適用除外区域として指定することといたします。また、第一種住居として存置するエリアBとCの黄色い部分につきましては、周辺の住居地域や河川等と一体として風致を保全する観点、さらに区として土地利用計画がないこと、それから地元町会等へ説明をいたしまして、了解を取れているということがありますので、本来の禁止区域に戻すことといたします。

2枚おめくりいただきまして、資料1 - 3をごらんください。これが変更後の適用除外区域を大きくしたものでございます。赤線で囲まれたエリアが見直し後の適用除外区域ということになりますので、先ほどと同じ図になります。

続けて、もう1枚おめくりいただきまして、資料1 - 4をごらんください。本年2月に都市計画決定されました用途地域計画の変更につきまして簡単にご説明をいたします。左側が変更前、右側が変更後となります。左側の変更前の図の真ん中の青い点線で囲まれたエリアが現在の適用除外区域でございます。すべて第一種住居でございます。右側の変更後では、真ん中の赤い点線で囲まれたピンク色のエリアが近隣商業地域になります。先

ほど資料1-1でご説明しましたけれども、-a街区と-b街区の全体で秩序立った商業活動を一体的に行えるように用途地域を変更するということから、ピンク色のエリアにつきまして改めて適用除外区域として指定するものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、資料1-5をごらんください。二子玉川東地区の商業活動店舗施設の現況でございます。-a街区の中央を左から右に抜けるリボンストリート周辺の建物には、先ほど申しましたとおり、フラッグとか、袖看板などの屋外広告物はほとんど掲出されていないということになっております。何かしら賑やかさとか、活気に欠けるような感じがしているところでございます。

もう1枚、おめくりいただいて、資料1-6をごらんください。先ほどの建物等にライズのシンボルカラーであります青色のフラッグや、フィットネスジム等が入っている商業店舗ビルの壁面に壁面広告等を表示した場合のイメージでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、これを拡大したものが資料1-7になります。先ほどのフラッグ広告や突き出し看板を掲出したイメージを少し拡大したものになりますけれども、商業施設として二子玉川駅から連続した魅力ある演出が可能となるということでございます。

もう一度、資料1-1にお戻りください。最後に6番のスケジュールでございますけれども、2月13日に規格等検討小委員会にお諮りいたしまして、ご承認いただき、本日の本審議会でご承認をいただきますと、5月中旬に告示をいたしまして、6月中には施行する予定で考えております。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

山下会長 遠藤課長、また事務局、ありがとうございました。ただいま事務局からのご説明は委員のお手元の資料1-1から1-7に加えまして、現地写真に基づき、第1には1-1の3「二子玉川東地区の屋外広告物の取扱い(現状)」について、現地写真を用いたスライドにより、再開発の完了した街並みと、-a、-b街区を含む現在広告物がほとんど掲出されていない現況のご説明がありました。また、第2に1-1の4「二子玉川東地区における主な経緯」に関しまして、適用除外区域の経緯についてスライドのご説明があったということになります。本件につきましては、規格等検討小委員会でご検討いただいておりますので、委員長の杉山委員、もし補足するようなことがございましたら、どうかお願いいたします。

杉山委員 2月13日に規格等検討小委員会を執り行いました。そこにおきまして、委員

の皆様からは、適用除外区域から外すエリアがございますので、その取り扱いについて、それから線引きする場合の考え方というようなこと、それからデジタルサイネージといったもの、新しい媒体でございますけれども、これを掲出する場合の音の規制といったことについてご質問がございました。

これに対して、事務局のほうから、このエリアは住宅地で、適用除外区域から外すエリアというのは、写真にもございますけれども、住宅地であって、禁止区域の中でも自家用広告であれば5㎡までは広告掲出可能でございます。そういった自家用広告といったことはこれからもできますということです。それから適用除外区域の線引きといったもの、資料1-3といったことで青い破線、赤いところが全部適用除外区域になりますけれども、これらにつきまして、道路を含むですとか、道路の中心線ですとか、そういったようなことにちょっと違いがございますけれども、これにつきまして、用途地域の線引きと同じ考え方で中心線または道路際に線引きを行っているというようなお答えがございました。それからデジタルサイネージの音につきましては、やはり今後心配もあるかと思っておりますけれども、屋外広告物条例上の規制の対象ではないんですが、ここには二子玉川ライズ協議会、正確な名称ではなかったかもしれませんが、協議会がございます。その自主ルールの中で環境面に配慮した音量にすることといったものは協議していただけるというような説明がございました。これらを受けまして、規格等検討小委員会では全員一致という形で可決いたしました。

以上、報告でございます。

山下会長 杉山委員、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、資料1-1の5「禁止区域の適用除外区域の見直しについて（審議内容）」に関し、ご意見、ご質問がございましたら、ご自由にご発言をどうぞお願いいたします。

保坂委員 世田谷区長の保坂展人でございます。きょうはどうもありがとうございます。私も区長としてこの二子玉川東地区の再開発の工事の渦中から竣工に至るまでさまざまな課題について地元で取り組んできたわけです。

実はこの委員に以前から入っております、ここで地元の区長なり、市長が意見を言う場面はほとんどないのかなと推察しますが、たまたま私はこのプロジェクトに深く関わっておりますので、きょうの内容そのものというよりは、そういう地元区の取り組みというのをどう評価し、また聞いていただけるのかということについて意見を申し上げた

いと思います。この再開発は40年近く歴史がありまして、いま至って、この大型商業施設ができ、乗降客も7万人前後から約倍、13~14万人ぐらいに増えたということであります。一方で世田谷区では風景づくり条例というものを持っておりまして、たとえば近年ですと、ニトリなどが大型商業施設を環八に出すときの看板の色だとか、形状ということについて事前に協議をさせていただいて、一定の変更を課していただいているなどの景観についての取り組み、また看板についての誘導策等、都市デザイン室というものがございまして、ずっとやっております。また、二子玉川全体でもエリアマネジメントという協議体をつくっております。河川敷も含めて、もう少し広いエリアのまちづくりについて取り組んでいるところです。できましたら、今後、本件のような長い歴史と一定の広がりのある屋外広告物、全体の中でどう位置付けてくるのかという観点から、地元区の取り組み、ないしはそういった都市デザインや看板規制等のお話も多分現場では聞いていらっしゃると思うんですけども、大事な審議会の場で一定程度聞いていただくというようなことも取り扱っていただければなど。今日は、私は委員ですから、その委員という立場で申し上げますけれども、その点を申し上げておきたいというふうに思います。

内容については、多分、この自主ルールということできちっと考えられているので心配ないことと思います。全体性の中でということは、実は高島屋の北側の商店街が人通りがかなり少なくなり、閉店がちょっと目立っていたりすることもございます。用途地域やまちづくり全体の観点でこんな課題を抱えているということもきょう審議会の先生方の中で共有していただけたらという思いで発言をさせていただきます。

以上です。

山下会長 保坂委員、まことにありがとうございます。地元区の取り組みについて、より具体的に、焦点を当てながら検討をいただきたいというご意見を承りました。また、ご発言の中では、エリアマネジメントにおける自主ルールが効果的に他の地域でも行われ、また世田谷区との事前協議等が重ねられているというご紹介をいただいたものと承っております。ありがとうございます。

ほかに、委員の先生方からご意見がございませんでしょうか。事務局のほうでいかがですか。

保坂委員 いまの点について事務局のほうでどのように考えていらっしゃるか、教えていただけたらと思います。

遠藤課長 いまのお話の中で、特にエリアマネジメントのお話がございました。先ほど

都技監の挨拶の中で、今後進めるランドデザインの中でも良好な景観形成を進める上にあって、これが地域的なまちづくりを起こす、それに寄与するという形のもので、こういった仕組みを利用することが今後望まれるかなというふうに思います。この地域でも当初はエリアマネジメントをやられるというお話は聞いておりましたけれども、いろいろあって、いまはできていないということではございますが、今後進めるに当たっては協議をしながらできるような方向で検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

保坂委員 ちょっと事実が違うんですが、エリアマネジメントというのはもう立ち上がっております、国土交通省、河川局、それから地元町会、世田谷区、そのほか、東急、高島屋とか、企業が一体となって、かなり活発な活動をもうすでに始めているところです。

遠藤課長 訂正させていただきます。エリアマネジメントとしての活動はすでに始まっているということなんですが、ただ実際できていないのは広告収入を財源のほうに充てるということについてはいまお話しをしているということではございまして、その点でございます。

山下会長 杉山委員、規格等検討小委員会からお願いいたします。

杉山委員 規格等検討小委員会において、いまの東急さん、民間の方々と地元の方々の協議会という形できちんとなさっていて、自主ルールといったものを実施なさっている。これからもより検討していくというお話をお聞きした上で、いま保坂委員からお話がございましたが、そういったことを委員会のほうでもお聞きした上で今回の決定ということでここに上申させていただいております。

山下会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等、いかがでございましょうか。

本多委員 今回の適用除外区域の見直しということですけれども、これはそもそも風致地区がかかっているのが適用除外ということにしたいというお話だと思っております。用途の変更はすでにされている、3月告示ということにはなっておりますけれども、そもそも風致地区から除外するというような議論というものはこれまでであったのでしょうか。

遠藤課長 いまのお話でございますけれども、風致地区から除外、今回の玉川1丁目、2丁目の風致地区についての除外ということだと思っておりますが、直接の担当はわれわれの広告部隊ではなくて、公園部隊のほうになるかなと思っておりますけれども、色々な経緯でできないということは聞いております。そうすると、ここについて外すということでの議論はあ

る程度されていたのかと思われます。不確かなことで申し訳ないですが、あったのかなという程度でございます。すみません。

本多委員 この街区については住宅棟がなさそうだなというふうに思ったので、そうであれば、初めから風致地区から除外すると。先ほどのスライドの中で風致地区自体を除外しているという経緯もあったので、そういった議論もあるかなというふうに思ったんですけども、今回のところは風致地区ということは前提として残しつつ、屋外広告物の関係について適用除外区域に指定する一部はそこから外す、そういう議論だということですね。

山下会長 よろしゅうございますか。ほかにご意見のないようございましたら、採決に入りたいと思います。本件、「二子玉川東地区に関する禁止区域の適用除外区域見直し」について、提出された事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

山下会長 ありがとうございます。全員賛成によりまして、提案のとおり可決するということにいたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、広告物審議会の本年度の実績につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

遠藤課長 それではお手元の資料の2に基づきましてご説明させていただきます。

本年度もさまざまな案件につきましてご審議をいただきましてありがとうございます。平成28年度につきましては、本日の審議会及び特例小委員会を含めまして、計7回の開催の実績となっております。

まず初めに第1回の特例小委員会でございますが、東京2020ライブサイトにつきまして、リオオリンピック・パラリンピック開催期間中にリオ大会を応援しまして、東京2020大会の開催機運を醸成するためのスポーツ体験イベントということでございます。場所は台東区の上野恩賜公園と立川市の昭和記念公園でございました。このイベントにおきましては、屋外広告物条例禁止区域である公演に第三者広告である公式スポンサーの企業ロゴマークが掲出されるということをご審議いただきまして、ご承認をいただきました。

二つ目の鉄道車両へのアニメキャラクターの表示でございますけれども、これは西武鉄道が「銀河鉄道 999」のラッピング電車について、西武池袋線を中心に走らせるものでございまして、練馬区の地域産業振興や西武池袋沿線等の自治体の活性化を図ることを目的としているものでございます。電車の車体利用広告は基本的に当該面積の10分の1、または電車を利用した催し物とか、行事の場合については10分の3まで表示できるということ

になっております。この規格を超える10分の6とか、10分の5のものが表示されるということから特例許可が必要ということでございます。小委員会のほうからは10分の5くらいがメルクマークではないかという意見がありまして、今後の車体利用広告の基準の考え方ということでご審議をいただきまして、ご了解をいただきました。

(2)の報告事項といたしましては、広告付きバス停上屋の新規格の試行設置ということでございます。広告付きバス停上屋の規格に関して、都内バス事業者の団体から広告の数を、いまは1基2面ですけれども、これを2基4面にしてほしいということによって要望がありました。これに対応するため、バス停上屋に第三者広告を掲出せずに、非営利広告を表示しまして、試行設置を行って、歩行者、通行車両等の安全性やバス通行への影響について検証すること。それからその検証結果を踏まえまして改めて広告審議会に諮るということをご報告させていただきました。小委員会のほうからは検証するべき内容をはっきりさせることとか、安全性の責任の所在、それから今後、審議会はどこまで関わるべきか等についてもご意見をいただいたということでございます。

2回目の特例小委員会でございますが、一つ目は新宿副都心エリアの道路空間等を活用した屋外広告物の掲出でございます。この案件は27年度に引き続いて行われるイベントでございます。28年9月下旬に高架戦略道路専用事業の一環としまして、都庁第一庁舎の北側の都道4号街路の道路空間等を活用しまして、歩道上に屋外ファニチャーによるラウンド空間とか、ガーデンテーブル等を配置しまして、道路、公開空地、それから中央公園を一体としたイベントとして展開する内容となっております。このイベント期間中に禁止区域である道路上に第三者広告のつきました街路等フラッグとか、案内表示板を掲出することによって、一方では広告料収入を道路維持管理に充当したり、まちづくり活動の取り組み、それから今後、エリアマネジメントの担い手として計画しているということなどをご審議いただきまして、ご承認をいただいたところでございます。

二つ目の調布市下水道マンホール蓋への第三者広告の掲出でございます。調布市が設置します下水道マンホール蓋につきまして、「映画の町 調布」と言っているところですが、その関連した第三者広告物、たとえば株式会社、出版会社という具体的なものが表示されましたので、屋外広告物条例上の禁止区域の道路に表示されることから、回遊性の向上、それから魅力的なまちづくりの推進に活かすという観点からご審議をいただきまして、ご了解をいただいたところでございます。

3番目の日本橋シティドレッシングにつきましては、これもリオオリンピック大会の終

了後に日本橋の中通りのコレド室町1と室町2をつなぐ道路上の回廊のところにコの字型の大型のLEDを設置するというものでございます。東京2020大会の機運醸成を高めるため、リオ大会の日本代表選手の活躍をオリジナル映像で放映するとともに、スポンサーのCMを放映するというものでございました。映像コンテンツやCM内容につきましてご審議をいただきましてご了解をいただきました。

4番目のライブサイトのLED、第三者広告の掲出でございますけれども、これは一番最初に出た小委員会のときに未確定であったパブリックビューイングのステージLEDにつきまして、スポンサーCMを放映する内容をここで再度審議していただきまして、基本的な出すタイミングとか、スケジュール、CMの本数、広告の内容につきましてご審議いただきまして、ご了解をいただいたというところでございます。

5番目の報告事項でございますが、これはエリアマネジメントで行っているところが、現在、大丸有、秋葉原、渋谷駅前ということで3カ所ありますが、それぞれ実際出ている主だった広告物について見ていただきまして、ご報告をさせていただいたというところでございます。

第3回の特例小委員会ですけれども、リオデジャネイロオリンピックが終わった後、パレードをするという話でございます。これは時期的にリオオリンピックが終わる前だったんですけれども、こちらの方の事務的な手続で、10月7日が開催日だったのですが、1カ月を切っていたということと、あと、委員の皆様が実際に開くために時間がなかったということで、持ち回りの審議をさせていただいたというところでございます。この案件はオリンピックの代表選手を2階建てのバスに乗せまして、虎ノ門ヒルズから新虎通り、銀座中央通り、日本橋の室町通りまでの約4キロを90分かけてパレードするというのですが、通常、バスをラッピングできるのは路線バス、観光バスだけですが、このバスは車体利用広告の基準に合致しないということで、オリンピックスポンサーのマークを掲出することについて特例許可を取る必要があるということで、ご審議いただいて、ご承認いただいたというところでございます。

第4回の特例小委員会でございますけれども、これにつきましては2本ありまして、東京マラソン2017でございます。これは昨年の東京マラソン2016に引き継いで審議するものでございますけれども、今回のマラソンの特徴としましては、墨田区内の一部をコースに入れたということと、ゴール地点はいままで江東区のビックサイトだったものですが、多くの人通りが望める行幸通りに変更したということで、そういったコースの大きな変更が

あったということでございます。その他、スタートゲートとか、フィニッシュゲート等のデザイン変更、フェンス用バナー、そこら辺の新規の広告物の追加につきましてご審議いただき、ご承認をいただいたというところであります。

二つ目の東京ガンダムプロジェクトでございますけれども、これは現在のガンダム立像を解体しまして、新規にガンダムユニコーンという立像を設置するということの審議でございました。このユニコーンガンダムは現在のガンダムが立っているお台場のダイバーシティの場所に同じように実物大の像として建設されるということでございますけれども、商業地域では高さが13メートルまではいいですが、これを超える約21メートルの高さの立像だということ、あわせて工事期間中に仮囲いにガンダムのアニメを表示したものを設置するという話がありまして、それも含めて特例許可が必要ということでご審議をいただき、ご承認をいただいたということでございます。

それから第1回の規格小委員会、これは2月13日に行われましたが、本日ご審議いただきました二子玉川東地区に関する適用除外区域の見直しについてご審議をいただき、ご承認をいただいたところです。

それから本日の本審議会ではこの二子玉川東地区の除外区域の見直しについてご審議いただき、ご了解を得たというところでございます。

最後に第5回の小委員会をこの終わった後にやるんですけれども、内容は渋谷駅中心地区の大型ビジョンの掲出というものでございます。これにつきましては、条例の表示面積の基準である100㎡を超える大型ビジョンを駅前の東棟というところに掲出するという計画がありまして、これについて掲出する場合の問題点、検証する場合の進め方等について小委員会から意見をいただきまして、今後の大型ビジョンの取り扱いについて考え方を整理させていただきたいということでございます。

以上が平成28年度の実績でございます。

山下会長 遠藤課長、まことにありがとうございました。

それでは、以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。議事を一たん閉じさせていただきまして一言だけアナウンスをさせていただきたいと思っております。本日、任期の満了に従いまして、3名の委員がこの場をもちまして退任をさせていただくこととなります。本日ご欠席ですが、広瀬盛一委員、東京富士大学経営学部教授、そして私の右手においでいただいておりますが、会長代行をお務めいただきました杉山委員、日本カラーデザイン研究所シニアコンサルタント、そして私自身、東洋大学で法学部の勉強をして

おります山下、8年の任期をもちまして退任をさせていただきます。議事の速やかな進行にご協力をいただきましたことに改めて御礼申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。（拍手）

事務局 山下会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日はありがとうございました。これをもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。

午前10時55分閉会